

軽貨物運送管理サービス (CloudExpress)

利用規約

第 1.0 版



目 次

第1章 総 則	3
第1条 (利用規約の適用)	3
第2条 (用語の定義)	3
第3条 (利用規約の変更)	3
第4条 (開示と通知)	3
第5条 (権利義務譲渡の禁止)	3
第2章 契 約 の 締 結 等	3
第6条 (サービスの種類と内容)	3
第7条 (変更)	3
第8条 (利用の条件)	4
第9条 (再委託)	4
第10条 (本サービスの提供区域)	4
第3章 サ ー ビ ス	4
第11条 (契約の単位)	4
第12条 (利用契約の締結)	4
第13条 (契約内容の変更)	4
第14条 (契約期間等)	4
第15条 (契約継続の自動更新)	5
第16条 (契約の拒否)	5
第17条 (利用者による本サービスの利用)	5
第18条 (変更通知)	5
第19条 (一時的なサービスの中断及び提供停止)	5
第20条 (契約者からの利用契約の解約)	5
第21条 (当社からの利用契約の解約)	5
第22条 (本サービスの廃止)	6
第23条 (契約終了後の処理)	6
第4章 利 用 料 金	6
第24条 (本サービスの利用料金、算定方法等)	6
第25条 (利用料金等の支払い義務)	6
第26条 (利用料金の支払方法)	6
第27条 (遅延利息)	7
第28条 (金額の端数処理)	7
第29条 (消費税の取り扱い)	7
第5章 契 約 者 の 義 務 等	7
第30条 (自己責任の原則)	7
第31条 (利用責任者)	7
第32条 (本サービス利用のための設備設定・維持)	7
第33条 (ユーザID及びパスワード)	7
第34条 (バックアップ)	8
第35条 (禁止事項)	8
第36条 (利用者の遵守事項等)	8
第37条 (利用者が利用契約に違反した場合の措置)	8
第38条 (反社会的勢力との関係を理由とする解除)	9
第6章 当 社 の 義 務 等	9
第39条 (善管注意義務)	9
第40条 (本サービス用設備等の障害等)	9
第7章 秘 密 情 報 等 の 取 扱 い	9
第41条 (秘密情報の取り扱い)	9
第42条 (個人情報等の取り扱い)	10
第8章 損 害 賠 償 等	10

第43条 (損害賠償の制限).....	- 10 -
第44条 (免責).....	- 11 -
第9章 雑 則.....	- 11 -
第45条 (協議事項).....	- 11 -
第46条 (管轄裁判所).....	- 11 -
第47条 (準拠法).....	- 11 -
第48条 (契約者情報の開示).....	- 11 -
第49条 (契約者情報の取扱).....	- 11 -
第50条 (商標等の使用制限).....	- 12 -

利用規約

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

株式会社コーネッツ(以下「当社」といいます。)は、この利用規約(以下単に「利用規約」といいます。)に基づき、軽貨物運送管理サービス(以下「CloudExpress」といいます。)の別紙A所定のサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。ただし、利用規約と個別の利用契約の規定が異なる場合は、個別の利用契約の規定が優先されるものとします。

第2条 (用語の定義)

利用規約で使用する用語の意味は次のとおりとします。

- (1) 契約者 : 利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける法人
- (2) 利用者 : 契約者が、利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者及び法人であり、利用者には関連会社(契約者と出資、人事、資金又は技術等に関する継続的な関係を有する会社)及び取引先(仕入先若しくは得意先その他契約関係を有する者)等を含む
- (3) 契約者等 : 契約者及び利用者
- (4) 利用契約 : 利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (5) 利用契約等 : 利用契約及び利用規約
- (6) 契約者設備 : 本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、ネットワーク設備、その他の機器及びソフトウェア
- (7) 本サービスのプラットフォーム : 本サービスを提供するにあたり、当社が利用する株式会社セールスフォース・ドットコム(以下「SFDC」といいます。)が提供するプラットフォーム
- (8) 本サービス用設備等 : 本サービスを提供するにあたり当社が設置するコンピュータ及び電気通信設備及びその他の機器及びソフトウェア及び電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (9) ユーザID : 契約者が本サービスの提供を受ける時に本人であることを示すための登録符号
- (10) パスワード : ユーザIDと組合せて、契約者を特定するための登録符号
- (11) 利用料金等 : サービスの利用料金(オプションサービス含む)及び消費税

第3条 (利用規約の変更)

当社は利用規約を変更することがあります。この場合の本サービスの利用条件やその他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行なう場合は、3ヶ月間の開示期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。
3. 当社が契約者の不利益にならないと判断した場合は、1ヶ月間の開示期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知できるものとします。

第4条 (開示と通知)

当社から契約者への開示および通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を当社のホームページへの掲載及び電子メールなどの方法により、当社が適当と判断した方法にて行ないます。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への開示および通知が当社ホームページ又は電子メールにて行なわれた場合、ホームページに掲載された時点又は電子メールが送信された時点から効力を生じるものとします。

第5条 (権利義務譲渡の禁止)

契約者は、事前に当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全て又は一部を他者に譲渡してはならないものとします。

第2章 契約の締結等

第6条 (サービスの種類と内容)

当社は、別紙Aに定めるサービスの種類と内容を提供します。その中で、契約者が具体的に利用できるサービスは、契約者と結ぶ利用契約より定めるものとします。

第7条 (変更)

当社は、本サービスの種類と内容を変更する場合があります。この時、契約者は、当該サービスの種類及びその内容の変更があることを了承するものとし、本サービスの種類及び内容は、変更後の種類と内容となるものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合、3ヶ月の開示期間において、変更後の新サービスの種類及びその内

容を契約者に通知するものとします。

3. 前項にかかわらず、当社が契約者の不利益にならないと判断した場合は、1ヶ月の開示期間において、変更後の新サービスの種類及びその内容を契約者に通知できるものとします。

第8条 (利用の条件)

契約者は以下の利用条件を承諾して本サービスを利用するものとします。

- (1) 本サービスのプラットフォームの提供者であるSFDCの利用契約書(別紙B「SFDCサービス利用契約書」)を遵守すること
 - (2) 契約者は第44条(免責)第1項各号に掲げるような当社に起因しない障害・不具合が本サービスに発生することを了承し、当社に起因しない本サービスの障害・不具合については、当社が一切その責を負わないことを承諾すること
2. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、利用契約において、特に明示的に示されていない限り、以下の事項は契約者へ提供されないものとします。
 - (1) 契約者設備のソフトウェア及びハードウェアの仕様・機能・性能・障害及びその対策等に関する一切の問合せ
 - (2) 契約者設備に関わる全ての消耗品などの供給
 - (3) 本サービスのプラットフォームに関する技術的一切の問合せ
 - (4) 本サービスのデータの内容、変更等に関する技術的一切の問合せ
 3. 契約者は、利用契約に基づいて、本サービスを利用するものであって、本サービスに関する知的財産権等あらゆる権利を取得するものでないことを承諾します。

第9条 (再委託)

当社は、本サービスの提供に関しての当社の業務の一部又は全部を、契約者の不利益にならないと当社が判断した場合、第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます。)に対し、第41条(秘密情報の取り扱い)及び第42条(個人情報の取り扱い)に定める秘密情報の取り扱い規定の義務を負わせるのと併せて、当社の定めるところの機密情報保護契約を当社と当該再委託先間で結ぶものとします。また当社は、再委託先に対して当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第10条 (本サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

第3章 サービス

第11条 (契約の単位)

当社は、本サービスを利用される法人毎に契約を締結します。

第12条 (利用契約の締結)

利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社が指定する申込書に所定の事項を記載して、申込書に指定する当社契約窓口へ提出し、これに対し当社が当社の所定の方法により、利用契約の受諾の通知を発信したときに契約が成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の記載事項を承諾しているものとみなします。

第13条 (契約内容の変更)

本サービスの利用契約の変更は、契約者が当社指定の方法にて、当社に提出し、これに対して、当社が、当社の所定の方法により受諾の通知を送付したときに成立するものとします。

2. 利用契約の変更により、契約者の払い込み済み利用料に減額の変更が生じた場合は、その変更分の利用料は返還されないものとします。
3. 契約期間中における契約変更で、サービスの追加については、月割り料金を本体契約の残期間分を支払うものとします。
4. 契約期間中における契約変更で、サービスの一部削減については、解約と同等の扱いとなりますので、第20条(契約者からの利用契約の解約)を適用するものとします。

第14条 (契約期間等)

本サービスの契約期間は1年間とします。但し、第15条(契約継続の自動更新)の契約の自動継続を妨げるものではありません。

2. 利用開始日とは、契約者が契約を申込み、当社が承諾後本サービスの利用が可能となった日とし、当社が指定する日とします。
3. 契約期間の1年間とは、利用開始日の翌月の1日(利用開始日が1日の場合は当日)から起算して12カ

月後の月末とします。

第15条 (契約継続の自動更新)

当該契約満了の1.5ヶ月前までに、第20条(契約者からの利用契約の解約)に定める所定の意思表示がない時に限り、当該契約を1年間自動更新するものとします。

第16条 (契約の拒否)

当社は、利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次項に該当する場合は、利用契約及び利用契約の変更契約を締結しないことができるものとします。

- (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行があるとき
- (2) その他利用規約等に違反した行為を理由に利用契約を解除されたことがあるとき
- (3) 利用申込書及び利用変更申込書の記載内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあったとき
- (4) 金銭債務の不履行及び利用契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (5) 当社が契約者として不適当と判断したとき

第17条 (利用者による本サービスの利用)

契約者は、利用者による本サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

第18条 (変更通知)

契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の1ヶ月前までに当社に通知するものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第19条 (一時的なサービスの中断及び提供停止)

当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく本サービス及び本サービスの一部分の提供を一時的に停止することができるものとします。

- (1) 本サービスのプラットフォームが所定のサービスを停止したとき
 - (2) 本サービス用設備等の故障等により保守を行うとき
 - (3) 本サービスのアプリケーションに何らかの障害等が発生し、復旧等やむお徳ないとき
 - (4) 運用上又は技術上の理由でやむお徳ないとき
 - (5) 天災、戦争、テロなどの不可抗力の事象によりサービス提供が不可能なとき
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検のため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
 3. 当社は、契約者が第21条(当社からの利用契約の解約)第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用規約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第20条 (契約者からの利用契約の解約)

契約者は当社指定する方法にて解約を当社に通知することにより、本サービスを解約することができます。但し、サービス利用料金は契約期間(年単位)全額のお支払いとなります。

2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において、契約期間の残余期間のサービス料金等未払いの利用料金又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

第21条 (当社からの利用契約の解約)

当社は、契約者が次項に該当したと当社が判断した場合、契約者への事前通告若しくは催告を要することなく、利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 利用申込書、利用申込書その他通知内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあったとき
- (2) 第8条(利用の条件)第1項の「SFDCサービス利用契約書」に著しく違反した行為が発見されたとき
- (3) 本サービスの利用規約に著しく違反した行為等が発見され、当社が契約継続を不可能と判断したとき
- (4) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じたとき

- (5) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
- (6) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
- (7) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は租税等の滞納処分を受けたとき
- (8) 監督官庁から営業の取消しや停止処分等を受け、当社が契約継続を不適当と判断したとき
- (9) 本規約に基づく債務を履行せず、催告を受けたにもかかわらず、合理的な期間内に履行しないとき

- 2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

第22条 (本サービスの廃止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の6カ月までに契約者に通知した場合
- (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- (3) 本サービスのプラットフォームの提供者であるSFDCが所定のサービスを廃止したとき

- 2. 前項に基づき本サービスを廃止する場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。

第23条 (契約終了後の処理)

契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

- 2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等(資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)及び本サービスのプラットフォームと本サービス用設備等に記録されたデータ等については、直ちに、当社の責任で焼却又は消去するものとします。

第4章 利用料金

第24条 (本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金、算定方法等は、別紙Aの料金表に定めるとおりとします。

- 2. 当社は、本サービスの利用料金、算定方法等を、変更することがあります。このとき、契約者は、利用料金、算定方法の変更があることを了承するものとし、本サービスの利用料金は変更後の内容となるものとします。ただし、既契約者の価格改定は、契約更新時に行なうものとします。
- 3. 当社は、前項の変更を行う場合は、3か月の開示期間において、変更後の新利用料金、新算定方法等の内容を契約者に通知するものとします。
- 4. 前項に関わらず、契約者の不利益にならないと判断した場合には、当社は1か月の開示期間において、変更後の新利用料金、新算定方法等の内容を契約者に通知できるものとします。

第25条 (利用料金等の支払い義務)

契約者は、第14条(契約期間等)に定めた契約期間について、別紙Aの料金表に定める利用料金等を利用契約に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第19条(一時的なサービスの中断及び提供停止)第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- 2. 契約期間において、第19条(一時的なサービスの中断及び提供停止)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、契約期間中の利用料金等の支払を要します。本サービスの利用について当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます。)が24時間以上となる場合、利用不能の日数(1日未満は切り捨て)に対応する利用料金(月額 $1/30$ ×利用不能の日数)については、この限りではありません。

第26条 (利用料金の支払方法)

契約者は、本サービスの利用料金等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

- (1) 当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関への支払い。

(2)その他当社が定める支払方法による支払い。

2. 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が生じた場合、契約者が自らの責任で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第27条 (遅延利息)

契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第28条 (金額の端数処理)

料金その他の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

第29条 (消費税の取り扱い)

契約者が当社に対して料金等を支払う場合、料金及び消費税を支払うものとします。

- 2.第27条(遅延利息)に規定する遅延利息については、消費税を加算しません。

第5章 契約者の義務等

第30条 (自己責任の原則)

契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者(利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

第31条 (利用責任者)

契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第12条(利用契約の締結)所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。

第32条 (本サービス利用のための設備設定・維持)

契約者は、自己の費用と責任において、契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて、入力、送受信するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

第33条 (ユーザID及びパスワード)

契約者は、利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除きユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含みます。)するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。

2. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負

担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補償するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

3. 契約者に対して、IDの配布等、本サービスのプラットフォームに関わる全部又は一部の事項については、SFDCが、当社に代行しておこなうことができるものとします。

第34条 (バックアップ)

契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。但し、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合はこの範囲ではありません。

第35条 (禁止事項)

契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
 - (12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
 3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為又は契約者等が提供又は伝送する(契約者の利用とみなされる場合も含みます。)情報(データ、コンテンツを含みます。)を監視する義務を負うものではありません。

第36条 (利用者の遵守事項等)

第17条(利用者による本サービスの利用)の定めに基づき、契約者は、次の各号に定める事項を利用者に遵守させるものとします。

- (1) 利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、利用規約のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、利用者に適用できないものを除く
 - (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、利用者に対する本サービスも自動的に終了し、利用者は本サービスを利用できないこと
 - (3) 利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと
 - (4) 利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと
2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

第37条 (利用者が利用契約に違反した場合の措置)

第17条(利用者による本サービスの利用)の定めに基づき、契約者が、利用者による本サービスの利用

を承認した場合において、利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

2. 利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から10日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
 - (1) 契約者及び利用者に対する本サービスの提供を停止すること
 - (2) 当社と契約者の間の利用契約の全部若しくは一部を解除すること

第38条 (反社会的勢力との関係を理由とする解除)

契約者は、次の各号に定める事項を表明し、保証するものとします。

- (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力(平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいいます。以下同じとします。)でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
 - (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得を企図し、又は当社に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、当社に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、当社の名誉や信用を毀損せず、また、当社の業務を妨害しないこと
2. 契約者は、前各号に違反する事実が判明した場合には、当社に直ちに通知するものとします。
 3. 当社は、契約者が本条に違反した場合、催告その他何らの手続きなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 4. 当社は、契約者が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、契約者に対し、前項に基づく契約解除の有無にかかわらず当該損害について損害賠償を請求できるものとします。

第6章 当社の義務等

第39条 (善管注意義務)

当社は、本サービスの契約期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

第40条 (本サービス用設備等の障害等)

当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備等に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、当社以外の事業者が設置したものについては修理又は復旧を指示するものとします。
4. 本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

第41条 (秘密情報の取り扱い)

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 既に公知となっている情報
 - (5) 秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官

公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を記載した資料等(以下本条において「資料等」といいます。)を複製又は改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第9条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
7. 本条の約款は、利用契約終了後、5年間有効に存続するものとします。

第42条 (個人情報の取り扱い)

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。具体的には、契約者に関する情報であって、企業名、代表者氏名、従業員氏名、住所、電話番号、e-mailアドレス、その他属性情報をいいます。以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 前項の定めに関わらず、当社は、SFDCが本サービスのプラットフォームを円滑に提供、管理及び運営する為に、必要に応じて個人情報をSFDCに提供できるものとします。
3. 個人情報の取り扱いについては、第41条(秘密情報の取り扱い)第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。

第8章 損害賠償等

第43条 (損害賠償の制限)

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第40条(本サービス用設備等の障害等)第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

(1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ある場合には、当該期間(1月未満は切捨て)に発生した、損害発生の直接原因となった当該本サービスに係わる料金の平均月額料金(1ヶ月分)

(2) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した、損害発生の直接原因となった当該本サービスに係わる料金の平均日額料金(1日分)に30を乗じた額

2. 本サービス又は利用契約等に関して、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことにより利用者に損害が発生した場合について、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって利用者に対する一切の責任を免れるものとし、利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

第44条（免責）

本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - (13) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第9章 雑 則

第45条（協議事項）

利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第46条（管轄裁判所）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

第47条（準拠法）

利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本の法律とします。

第48条（契約者情報の開示）

当社は、本サービスの提供に関して知り得た契約者情報を第三者(親会社、関連会社及び再委託先を除く)に漏洩しないものとします。但し、法令に基づき、開示を求められたときは、この限りではありません。

2. 当社は、警察、裁判所又はその他政府関連機関からの要請により、契約者の機密情報、契約者の顧客に関する情報又は契約者に関する何らかの情報の提供を求められた場合には、当社は契約者への通告なしに提供を求められている情報を、当社独自の判断により提供する事が出来るものとします。契約者は、当社による情報提供に対して、一切の異議を申し立てないものとします。

第49条（契約者情報の取扱）

当社は、契約者に係る情報について、契約者の利便性の向上を図ること、当社による本サービスの提供、ならびにそれらのサービスの健全な運営を目的として、適正かつ公平な手段に基づき取得しその目的達成に必要な範囲で利用します。

2. 前項の利用目的には、次に掲げる事項を含めるものとします。

- (1) 契約者に対する本サービスの提供業務

(2) 契約者に対する本サービス又はサービス関連設備その他関連事項の提案業務

(3) 契約者の本サービスの利用状況に関する分析業務

第50条 (商標等の使用制限)

当社及び契約者は、相手方の事前の書面による承諾を得た上で、相互の名称、商号、商標その他固有のシンボル等を使用できるものとします。

附則

この約款は、令和2年5月7日より適用実施します。

【別紙A】 第6条(サービスの種類と内容)、第24条(本サービスの利用料金、算定方法等)、第25条(利用料金の支払義務)に関係

1. 本サービスの種類及び内容

本サービスの種類及び内容は以下のとおりとし、詳細は「当社が契約者に提供する電子マニュアル(製品同梱)」によるものとします。

(1) 基本サービス

契約者が入力した各入居者のバイタル情報、アナムネ情報他を管理し温度板の簡易作成等を行うサービス。

＜サービス内容と基本料金＞

基本サービス	メールサポート※1	基本料金(月額:円)※2
○	○	5,000

※1:本契約の契約期間は全て年単位となります。また、最低のお契約ライセンス数は 2 からとなります。

＜サービス料金の計算例＞

- ・システム管理者 ID を 1 名分、一般作業員 ID を 2 名ご契約いただいた場合。
- ・システム管理者サービスの基本料金: 5,000円×1=5,000円
- ・一般作業員 ID サービスの基本料金: 5,000円×2=10,000円
- ・月額の利用料金合計: 15,000円(消費税別)
- ・年額: 15,000円×12=180,000円(消費税別)

(2) 導入費

導入時のライセンス発行費用です。

内 容	価格(円)
ライセンス発行費	100,000

(3) オープションサービス

(a) 導入支援サービス

契約者様が本サービスを利用する為に、諸導入作業をサポート又は代行するサービスです。サポート又は代行のサービスと料金は以下の通りです。

サービス項目	内 容	価格(円)
各種マスタの設定	初期設定の必要なマスタの設定を行ないます	50,000～ ※3
説明会等	利用者や管理者の教育を行ないます	100,000～ ※4

※3:マスタの設定項目数により変動いたします。(標準提供分は無料です)

※4:この価格は1日間(参加人数10名程度を想定)の参考価格となります。日数や人数等の関係がありますので、詳細をお打ち合わせの上お見積いたします。

※3, 4:宿泊・交通費等の経費および日当については、合計金額が10,000円以上となった場合、当社規定の計算式により実費精算とし、別途請求させていただきます。詳細は、当社窓口(利用申込書に記載)までお問合せ下さい。

(b) カスタマイズサービス

当社が提供するサービスだけではご満足いただけないお客様に、本サービスの機能をベースにして、お客様だけのシステムを本サービスのプラットフォーム上に構築するサービスです。詳細につきましては、当社窓口(利用申込書に記載)までお問合せ下さい。

2. 本サービス利用可能時間

24時間、365日とします。なお、第19条(一時的なサービスの中断及び提供停止)に基づき、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。尚、サービスによっては、土日・祝日にサービス提供をおこなわないものがありますので、サービス内容をご確認下さい。

3. 契約者設備に関する推奨仕様

(1) インターネットブラウザ

- ・Microsoft Windows10 32 bit/64 bit 対応 Mozilla FireFox 76.0 以降
Microsoft InternetExplorer 11 以降
Microsoft Edge 44 以降
Google Chrome 81.0 以降

(2) 電気通信回線

インターネット接続1Gbps 以上

4. 当社のサービス稼働率目標値

- ・サービス稼働率(年間) 99.6%

SFDC サービス契約

「AppExchange」とは <http://www.salesforce.com/jp/appexchange> 又はその後継のウェブサイトに掲示されている、SFDC サービスと相互運用するアプリケーションのオンラインディレクトリをいいます。

「本パートナー」とは、株式会社コーネッツをいいます。

「本パートナーアプリケーション」とは、軽貨物運送管理サービス(以下「CloudExpress」をいいます。

「本プラットフォーム」とは、SFDC が、本パートナーの本パートナーアプリケーションの本顧客への提供に関連して、本パートナーに提供するオンライン、ウェブベースのプラットフォームサービスをいいます。

「SFDC サービス」とは、<http://www.salesforce.com/jp> 又はその他の指定されたウェブサイト経由で公衆に一般に提供されるオンライン、ウェブベースのアプリケーション及びプラットフォームサービスをいい、関連するオフラインのコンポーネントを含みますが、AppExchange のアプリケーションは含まれません。

「サブスクリプション」とは、お客様が本パートナーから購入する、本ユーザが本サービスを一定の期間内において利用できる権利をいいます。

「SFDC」とは、株式会社セールスフォース・ドットコムをいいます。

「本ユーザ」とは、お客様が、当該本ユーザのために購入されている本パートナーアプリケーションのサブスクリプションの結果として、この SFDC サービス契約に定める諸条件に従って本サービスを利用することを承認したお客様の従業員、代表者、コンサルタント、受託者又は代理人であり、お客様(又はお客様の要請に従って SFDC 又は本パートナー)がユーザ ID 及びパスワードを付与した者をいいます。

「お客様」又は「本顧客」とは、本パートナーが求めるその他の条件と共に、この SFDC サービス契約に定める諸条件に従って、本パートナーアプリケーションを利用するサブスクリプションを購入する契約を締結したお客様の法人組織をいいます。

「本顧客データ」とは、お客様が本サービスに保存する(かつ本サービスに常駐している限りにおいて)すべての電子的なデータ及び情報をいいます。

1. サービスの利用

- (a) 本パートナーアプリケーションの各サブスクリプションによって、本ユーザ 1 名に、本パートナーが求めるその他の条件と共に、この SFDC サービス契約に定める諸条件に従って、本パートナーアプリケーションを経由して本サービスを利用する権利が付与されるものとします。サブスクリプションは、2 名以上の本ユーザによって共有又は使用することはできません(但し、随時、お客様との雇用関係を終了し、又はその他の職位、職能の異動によって本サービスの使用を要しなくなった従前の本ユーザと交替する新規の本ユーザに改めて割り当てることができます)。明確化のために、お客様の本契約に基づき本プラットフォームを利用するサブスクリプションには、SFDC サービスを利用できるサブスクリプションは含まれないものとします。お客様が SFDC サービス又はその機能若しくはサービスの何れかを利用すること、又はお客様の本パートナーがお客様に提供した形態の本パートナーアプリケーションで参照できるものを超える追加のカスタムオブジェクトを作成若しくは利用することを望む場合には、当該サービスのために www.salesforce.com/jp を参照して、SFDC に直接ご連絡ください。本パートナーアプリケーションにアクセスすることによって、お客様が SFDC サービス全般にアクセスできる場合、又は本パートナーアプリケーションのユーザガイドに記載された機能を超える、本パートナーアプリケーション内の SFDC サービスの何れかにアクセスできる場合で、かつお客様が SFDC との別途の契約書に基づき当該アクセスの利用申込をしていない場合には、お客様は当該機能にアクセスせず、また利用しないことに同意するものとし、お客様による当該機能の利用、又はお客様の本パー

トナーがお客様に提供した形態の本パートナーアプリケーションで参照できるものをを超える追加のカスタムオブジェクトを作成若しくは利用することは、本契約の重大な違反となるものとします。

- (b) お客様が本パートナーアプリケーション経由で本プラットフォーム又は SFDC サービスにアクセスできる場合と雖も、本パートナーは、本パートナーアプリケーションの唯一のプロバイダであり、お客様は本パートナーとのみ契約関係を有するものとします。本パートナーが事業を停止し、その他本パートナーアプリケーションの提供を停止し、若しくはその他提供ができない場合でも、SFDC は本パートナーアプリケーションを提供する義務、又はお客様に、お客様が本パートナーに支払った料金を返金する義務を負わないものとします。
- (c) お客様は、(i) お客様のユーザアカウントの下で生じる全ての活動に責任を負い、(ii) 全ての本顧客データのコンテンツについて責任を負い、(iii) 本プラットフォーム又は SFDC サービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行うものとし、当該不正利用を発見したときには、速やかに本パートナー若しくは SFDC に通知するものとし、(iv) 本プラットフォーム及び SFDC サービスを利用する場合に、全ての適用ある国内又は海外の法令を遵守するものとします。
- (d) お客様は、本プラットフォーム及び SFDC サービスを、お客様の内部事業目的のためにのみ利用するものとし、以下のことを行わないものとします。(i) 本プラットフォーム又は SFDC サービスを、ライセンス、サブライセンス、販売、再販、賃貸、リース、移転、譲渡、頒布、タイムシェアリング若しくはその他商業上の利用、又は本ユーザ以外の第三者に対して、若しくはその他この SFDC サービス契約で規定された以外の方法で提供すること (ii) 適用ある法令に違反してスパム又はその他の反復メッセージ若しくは迷惑メールを送信すること (iii) 児童に対して有害なもの及び第三者のプライバシーの権利を侵害するものを含め、第三者の権利を侵害するもの、猥褻なもの、脅迫的なもの、第三者の名誉を毀損するもの、その他違法若しくは不法なものを送付し又は保存すること、(iv) ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬、又はその他の有害若しくは悪意のあるコード、ファイル、スクリプト、エージェント若しくはプログラムを送信又は保存すること (v) 本プラットフォーム又は SFDC サービス又はそれらに含まれるデータの完全性又は性能を妨害し、又は混乱させること、又は(vi) 本プラットフォーム又は SFDC サービス、又はそれらに関連するシステム若しくはネットワークに対する不正なアクセスを試みること。
- (e) お客様は、以下のことを行わないものとします。(i) 本プラットフォーム又は SFDC サービスを改変、複製し、又はそれらに基づく派生物を作成すること (ii) 本プラットフォーム又は SFDC サービスの一部を構成するコンテンツをフレーム又はミラーすること。但し、お客様自身のイントラネット上、又はその他お客様自身の内部事業目的の場合は除きます。(iii) 本プラットフォーム又は SFDC サービスをリバースエンジニアリングすること (iv) 以下の目的のために本プラットフォーム又は SFDC サービスにアクセスすること (a) 競合する製品若しくはサービスの開発 (b) 本プラットフォーム又は SFDC サービスのアイデア、特徴、機能若しくはグラフィックスの複製。

2. サードパーティプロバイダ

本パートナー及びその他のサードパーティのプロバイダ(SFDC のウェブサイト内に掲載されている場合があり、AppExchange アプリケーションのプロバイダが含まれる)は、本プラットフォーム又は SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションに関する製品及びサービスを提供します。当該製品及びサービスには、例えば、本プラットフォーム又は SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションとの間のデータ交換や本プラットフォーム又は SFDC サービスのアプリケーション・プログラミング・インターフェイスの利用を通じた、本プラットフォーム、SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションのユーザーインターフェイス内での追加的機能の提供などの、お客様の本プラットフォーム、SFDC サービス及び本パートナーアプリケーション(オフラインとオンラインを含む)の利用に関連する導入、カスタマイズ及びその他コンサルティングサービスが含まれます。SFDC は、そのような製品若しくはサービスにつき SFDC が「認証した」「承認した」若しくはその他の指定をしているか否かに拘わらず、当該サードパーティのプロバイダ又はそれらの製品若しくはサービス(本パートナーアプリケーション又は本パートナーのその他の製品若しくはサービスが含まれるがそれらに限定されない)について、保証しません。お客様とサードパーティプロバイダとの間のデータ交換又はその他の相互関係(本パートナーアプリケーションを含むがそれに限定されない)及びお客様による当該サードパーティプロバイダの提供する製品若しくはサービス(本パートナーアプリケーションを含むがそれに限定されない)の購入は、お客様と当該サードパーティプロバイダとの間だけのものです。さらに、SFDC 又は本パートナーは、随時、一定の追加的な機能(本プラットフォーム又は SFDC サ

ービスの一部と定義されていないもの)を、追加料金によって、パススルー又は OEM ベースで、お客様による当該追加機能の別途の購入に関連して、ライセンサーが指定し、お客様が同意した条件に従って、お客様に提供することがあります。お客様による当該追加機能の利用は、かかる条件に準拠するものとし、当該条件がこの SFDC サービス契約と相違する場合には当該条件が優先するものとし、

3. 財産権

本契約に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、SFDC は本プラットフォーム及び SFDC サービスに関する全ての権利及び利益(全ての関連する知的財産権を含む)を留保します。SFDC は、この SFDC サービス契約に明示的に規定される場合を除き、本契約に基づき、お客様に如何なる権利も許諾するものではありません。本プラットフォーム及び SFDC サービスは SFDC の秘密情報とみなされ、お客様はこの SFDC サービス契約で許諾される場合を除き、それを利用せず、また如何なる第三者に対しても開示しないこととします。

4. 開示の強制

お客様又は SFDC の何れかが、法令により秘密情報の開示を強制される場合には、相手方に、当該開示の強制について事前の通知を行うものとし(法的に許容される限度で)、相手方が開示に異議を唱えることを望む場合には、相手方の費用で、合理的な援助を与えるものとします。

5. 提案

お客様は、SFDC が、お客様又はお客様の本ユーザが、本プラットフォーム及び SFDC サービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言又はその他のフィードバックを利用し、又は SFDC の製品又はサービスに組み込むことができる、無償、全世界的、譲渡可能、サブライセンス可、取消不能の永続的ライセンスを有することに同意することとします。

6. 解約

お客様の本プラットフォーム及び SFDC サービスの利用は、以下の何れかの事由により、通知することによって直ちに解約又は中止できるものとします。(a) お客様又は何れかの本ユーザによるこの SFDC サービス契約の違反 (b) 本パートナーが本プラットフォームを本パートナーアプリケーションの一部として提供している、本パートナーと SFDC との契約の解約又は満了 (c) 本パートナーによる、SFDC がお客様に、SFDC サービス契約に関連して提供しているサブスクリプションに関する SFDC に対する義務の違反。

7. サブスクリプションの解約不能

本プラットフォーム及び SFDC サービスのサブスクリプションは、サブスクリプションの期間中は解約不能です。但し、お客様の本パートナーとの契約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

8. データ容量

本プラットフォーム及び SFDC サービスには、サブスクリプション毎に無償で提供される一定の累計量の記憶容量が含まれています。具体的な情報についてはお客様の本パートナーにご連絡ください。本パートナーから追加の記憶容量をご購入頂くことができます。

9. 保証の否認

SFDC は、本プラットフォーム、SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションに関するものが含まれるが、それに限定されず、明示的であるか黙示的であるか、法令に基づくものか否かを問わず、如何なる保証も行いません。SFDC は、本パートナーアプリケーションの信頼性、適時性、品質、適合性、可用性、完全性に関する如何なる表明又は保証も行いません。SFDC は、以下の表明又は保証を行いません。(A) 本パートナーアプリケーションが利用可能、安全、適時、中断せず、エラーがなく又は SFDC サービス若しくはその他のアプリケーション、ソフトウェア、システム若しくはデータとの組み合わせにおいて稼動すること (B) 本パートナーアプリケーション、本プラットフォーム又は SFDC サービスがお客様の要件又は期待に合致していること (C) 本パートナーアプリケーションを利用して保存されたデータが正確、信頼でき又は安全であること (D) 本パートナーアプリケーション、本プラットフォーム又は SFDC サービスのエラー又は欠陥が修正されること (E) 本パートナーアプリケーション又は本パートナーが本パートナーアプリケーションを利用させるために使用するシステムにウィルス又は有害なコンポーネントがないこと。本プラットフォーム及び SFDC サービスは厳密に「現状有姿」ベースで提供される。法令で許される最大限において、SFDC は、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、

本パートナーアプリケーション及び本サービスに関して、全ての条件、表明及び保証を否認し、当該否認は、商品性、特定目的への適合性、第三者の権利の非侵害についてのものを含みますが、それのみに限定されません。

10. 免責

SFDC は、お客様又は本ユーザに対して、如何なる損害についても責任を負わないものとします。当該損害には直接、間接、特別、偶発的、懲罰的又は派生的損害、又は逸失利益に基づく損害が含まれるがそれらに限定されないものとし、当該免責は、原因の如何を問わず、契約、不法行為又は如何なる責任の理論に基づく場合でも、またお客様が当該損害の可能性を告げられていた場合でも適用されるものとします。

11. 追加の連絡

SFDC は、お客様に新規の SFDC サービスの機能及び提案に関して連絡することができます。

12. Google のプログラム及びサービス

Google のプログラム及びサービスと相互運用する本プラットフォーム又は SFDC サービスの機能は、該当する Google のアプリケーションプログラムインターフェイス(以下「API」という)及び SFDC サービス及び本プラットフォームと共に利用するための該当する Google のアプリケーションが継続的に利用可能であることを前提としています。Google, Inc.が、当該 API 又はプログラムを、合理的な条件に基づき SFDC に提供することを中止する場合、SFDC は当該機能の提供を中止できるものとし、お客様又は本パートナーは、当該提供の中止により、如何なる返金、減額又はその他の補償を受ける権利も取得しないものとします。

13. 第三受益者

SFDC は、この SFDC サービス契約に関してのみ、お客様と本パートナーとの間の契約の第三受益者となるものとします。